

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

贈与すると有利な財産

Q：私は、妻、子供に財産を贈与したいと思っています。相続税の対策としては、どのような財産を贈与するのがよいでしょうか。

A：将来相続税評価額が高くなると思われる土地や有価証券等を、評価額が低いうちに贈与するとよいでしょう。

【解説】

贈与税は相続税を補完するという性格から、同じ課税価額でも相続税より税負担が大きくなるようになっています。しかし、相続税対策は、財産の移転により相続財産を少なくすることと併せて、相続財産の増加を防ぐことも大切です。

そこで、次のような土地等で将来値上がりする可能性のある財産を相続税評価額の低いうちに贈与し、相続財産の増加を防ぐようにします。

- ①市街地の宅地で現在は倍率方式で評価されているが、将来路線価方式により評価され、そのため相続税評価額が高くなる可能性がある土地
- ②現在は調整区域であるが調整区域の規制がはずれる可能性がある土地等
- ③開発計画があり将来便利になるため地価が上昇すると思われる土地等

また、賃貸建物を贈与した場合には、贈与税の課税価格は、固定資産税評価額×(1-借家権割合)になります。高収益の賃貸不動産を子供に贈与すると、その収益が子供の資産となり、相続発生時の納税資金の原資になりますし、所得の分散にも役立ちます。

